

# 入湯税取扱い手引き

壱岐市

# 1.はじめに

入湯税の特別徴収事務につきましては、日頃からご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

鉱泉浴場の経営者の皆様には、この手引きをご覧いただくことにより、入湯税の徴収方法や申告納入の手続き方法について改めてご確認いただき、今後とも入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただければ幸いです。

# 2.入湯税について

入湯税は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

# 3.入湯税の納税義務者

鉱泉浴場(温泉施設)において入湯した入湯客です。

\*「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいい、温泉法における「温泉」とは、地中海から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他ガス(炭酸水素を主成分とする天然ガスを除く。)で、一定の温度又は物質を有するものです。それに類するもので社会通念上鉱泉浴場と認められるものも含まれます。

\*入湯税は、温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も、課税の対象となります。

# 4.課税免除

次のいずれかに該当する場合は、壱岐市税条例第142条に基づいて入湯税の課税が免除されます。

## 1.12歳未満の者

## 2.共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

\*「共同浴場」…寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供されるもの

\*「一般公衆浴場」…地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設として、物価統制令及び物価統制令施行令の規定に基づいて、省令で都道府県知事が入湯料金を定め  
ている、「銭湯」のほか、老人福祉センター等

## 3.その他特に市長が認める者

\*日帰り客は課税免除です。

## 5.税率

- |                           |         |      |
|---------------------------|---------|------|
| 1.宿泊客                     | 1人1日につき | 150円 |
| 2.修学旅行を目的とする学生又は生徒の団体の入湯客 | 1人1日につき | 20円  |

同一の鉱泉浴場であれば入湯回数は問いませんが、複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに入湯税が課税されます。

## 6.入湯税の徴収方法

入湯税は、特別徴収の方法によって徴収します。

\*「特別徴収」…指定された特別徴収義務者(地方税の徴収について便宜を有する者)の方が、納税義務者から入湯税を徴収し、且つ、その徴収すべき入湯税を市に納入させること

## 7.入湯税の特別徴収の手続き

### 1. 入湯税納入申告書の提出

毎月10日(10日が土日祝日の場合はその翌日)までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

また、月内の利用者が全くない場合でも、0と記載したうえで納入申告書を提出してください。

納入申告書を提出されない場合や提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課せられることがありますので、必ず期限内に納入申告書の提出をお願いします。

### 2.納入書による納入

毎月10日(10日が土日祝日の場合はその翌日)までに、納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、入湯税納入書により、次のいずれかの金融機関等で納めてください。

- 壱岐市役所会計課・各支所・各事務所
- 取扱金融機関…十八親和銀行、壱岐市農協、壱岐市内九州信漁連

## 8.延滞金・加算金

### ○延滞金(令和4年中)

- ① 法定納期限の翌日から1月を経過するまでの期間 年2.4%
- ② ①の翌日以降 年8.7%

### ○加算金

期限までに納入申告書が提出されたものの、その税額が実際の税額より少ない税額であるとして更正がなされた場合は過少申告加算金、期限までに納入申告書が提出されない場合には不申告加算金がそれぞれ課されます。なお、正当な理由があると認められるときは、この限りではありません。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については5%を加算)
不申告加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算 (法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため更正があった場合 (法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (法第701条の12第5項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (法第701条の13第2項)	納入すべき税額×40%
加算金の加重措置	申告書の期限後提出又は更正決定があった日の前日から5年以内に、不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合 (法第701条の12第4項) (法第701条の13第3項)	上記加算金+10% (期限後に申告があった場合で決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

## 9.滞納処分

特別徴収義務者が納期限(毎月10日、10日が土日祝日の場合はその翌日)までに入湯税を納入されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。もし、督促状が届いてから10日を経過した日に入湯税が納入されていない場合は、滞納処分として、滞納者の財産を差し押さえしなければならないこととされています。

## 10.入湯税に関する調査

特別徴収義務者に対して、入湯税の適切な賦課、徴収を図るため地方税法第701条の5に基づいて提出された申告書について、電話等による口頭確認を行うほか、経営者の事務所等を訪問し、実地での調査を行います。調査の際には、ご協力をお願いします。

## 11.経営申告書の提出

新たに鉱泉浴場を経営しようとするときは、経営開始の日の前日までに、経営申告書により鉱泉浴場の所在地、事務所の所在地、名称等を申告してください。

また、申告した事項に異動があった場合には、直ちにその旨を申告してください。

経営の廃止、休止により入湯税の特別徴収義務者としての義務が消滅した場合には、その廃止又は休止した日までに徴収すべき納入申告書の提出とその税額の納入が必要となります。

## 12.帳簿の記載事務等

入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、記載の日から1年間保存してください。

帳簿の保管については、紙媒体によらず、電磁的記録媒体でも構いません。

# 13.参考資料

## ○壱岐市税条例(抄)

### 第3章 目的税

#### 第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) その他特に市長が認める者

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

2 前項の規定にかかわらず、修学旅行を目的とする学生又は生徒の団体の入湯客に課する入湯税の税率は、1人1日について、20円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月10日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条及び第147条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

## ○地方税法(抄)

第4章 目的税

第4節 入湯税

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第701条の4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合には、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 特別徴収義務者
  - (2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。
- 5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - (2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
  - (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

#### 第701条の8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第701条の9 市町村長は、第701条の4第2項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前2項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第701条の10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第701条の4第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第701条の11 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第701条の12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、

当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に100分の10の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第701条の9第2項の規定による決定があつた場合

(2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつた場合

(3) 第701条の9第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第3項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項

の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第2項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第5項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第七百一条の十四 削除

第七百一条の十五 削除

(入湯税に係る督促)

第701条の16 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。

以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第701条の17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第701条の18 入湯税に係る滞納者が次の各号の1に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
  - (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第1号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
- 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第1項第1号に規定する10日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第13条の2第1項各号の1に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第114条第1号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第701条の19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知つて前2項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、2年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第701条の20 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- (2) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第701条の21 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第99条の2(同法第109条第4項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第701条の22から第701条の29まで 削除

# 14.様式

## 入湯税納入申告書

営業種類		称 号	
所在地		営業主氏名	
課税標準	一般 団体	人 人	税 額 一般 団体 円 計 円

壱岐市税条例第145条第3項の規定により入湯税の納入について申告いたします。

令和 年 月 日

特別徴収義務者

壱岐市長様

### 令和 年 月分入湯税納入明細書

団体	課 税 標 準		課 税 標 準		課 税 免 除		備 考
	一 般	税 額	団体学生	税 額	日帰り(大人)	12才未満	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							

# 入湯税経営申告書

受付印

令和 年 月 日

壱岐市長様

申告者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒 -  (電話番号 - -)
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	(フリガナ)
担当者の氏名及び電話番号		(電話番号 - -)

壱岐市税条例第149条の規定により、次のとおり申告します。

申告事由	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 ( )
上記申告事由の発生日	年 月 日
鉱泉浴場施設の所在地	〒 -
鉱泉浴場施設の名称	(フリガナ)
鉱泉浴場施設の種別	<input type="checkbox"/> 公衆浴場 ( <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> その他 ) <input type="checkbox"/> ホテル、旅館又は簡易宿所 ( 日帰り利用 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
日帰り利用に係る入湯に要する費用 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)	【全ての料金の区分を記入してください。】  円
温泉法による温泉利用許可日	年 月 日
公衆浴場法による営業許可日	年 月 日
旅館業法による営業許可日	年 月 日
備考	
※処理事項	添付書類 ・温泉利用許可書（写し） ・公衆浴場営業許可書（写し） ・旅館業営業許可書（写し） ・施設の利用料金がわかる書類

- 注 1 該当する□にレ印をつけてください。  
2 ※印欄には記入しないでください。  
3 ご記入いただいた内容に変更が生じた場合は、直ちに変更内容を申告してください。その場合は、変更点のみご記入ください。